

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
当分の翌日  
がとる)

## 目次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

肥料の分析検査の結果の概要

保安林の指定の解除

解除予定の保安林(二件)

林業種苗法による生産事業者の登録

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

土地改良事業の認可(二件)

◇ 教委告示 教育委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第百十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項

の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 診療科目   | 氏名     | 勤務先又は居住地                         |
|--------|--------|----------------------------------|
| 内科     | 板倉 宰   | 米子市西町三六番地の一<br>鳥取大学医学部附属病院       |
| 〃      | 竹久 義明  | 鳥取市幸町七一番地<br>鳥取市立病院              |
| 外科及び内科 | 佐古 堅太郎 | 西伯郡大山町末長二四三番地八                   |
| 外科     | 岡本 正信  | 岩美郡岩美町大字浦富六五二番地<br>岩美町国民健康保険岩美病院 |

### 鳥取県告示第百十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 肥料の種類           | 保証票添付者                  | 検査合格点数 | うち不合格点数 |
|-----------------|-------------------------|--------|---------|
| 苦土過りん酸<br>熔成りん肥 | 多木化学株式会社<br>日之出化学工業株式会社 | 三      | 〇       |

|         |      |                |    |   |
|---------|------|----------------|----|---|
| 魚       | かす粉末 | 信越化学工業株式会社     | 三  | 〇 |
| 水産動物質肥料 | 粉末   | 浜田飼糧株式会社       | 三  | 〇 |
| 肉       | 骨粉   | 富山魚糧株式会社       | 六  | 〇 |
| 蒸製      | 骨粉   | 寺田水産有限公司       | 三  | 〇 |
| 大豆      | かす粉  | 中井登            | 三  | 〇 |
| なたね油    | かす粉末 | 北陽油脂有限公司       | 三  | 〇 |
| ひまし油    | かす粉末 | 大平産業株式会社       | 三  | 〇 |
| 混合有機質肥料 |      | 日華油脂株式会社       | 三  | 〇 |
| 第一種複合肥料 |      | 熊沢製油産業株式会社     | 三  | 〇 |
|         |      | 日清製油株式会社       | 三  | 〇 |
|         |      | 伊藤製油株式会社       | 三  | 〇 |
|         |      | 丸全製油株式会社       | 三  | 〇 |
|         |      | 富山魚糧株式会社       | 三  | 〇 |
|         |      | 中央化成株式会社       | 十五 | 〇 |
|         |      | コウノシマ化成株式会社    | 三  | 〇 |
|         |      | 日東肥料化学工業株式会社   | 九  | 〇 |
|         |      | 大東肥料株式会社(熊本)   | 六  | 〇 |
|         |      | 東伯町農業協同組合      | 三  | 〇 |
|         |      | 鳥取県経済農業協同組合連合会 | 六  | 〇 |
|         |      | 光興業株式会社        | 三  | 〇 |
|         |      | 栄光肥料株式会社       | 九  | 〇 |
|         |      | 住友化学工業株式会社     | 十二 | 〇 |
|         |      | 日本肥料株式会社       | 三  | 〇 |
|         |      | 多木化学株式会社       | 九  | 〇 |
|         |      | 昭和化成肥料株式会社     | 六  | 〇 |

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 片倉チツカリン株式会社 | 三 | 〇 |
| 協和醱酵工業株式会社  | 三 | 〇 |
| 三菱化成工業株式会社  | 三 | 〇 |
| 関西日産化学株式会社  | 三 | 〇 |
| トモエ化学工業株式会社 | 三 | 〇 |
| 日産化学工業株式会社  | 三 | 〇 |
| 上田石灰製造株式会社  | 三 | 〇 |
| 株式会社丸の内ケミカル | 三 | 〇 |
| 日の丸産業株式会社   | 三 | 〇 |
| 宇部化学工業株式会社  | 三 | 〇 |

鳥取県告示第百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九、一三九〇の二二八、一三九〇の二三一、一三九〇の二三七、一三九〇の二四四、一三九〇の二四七(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字砂濱六九〇の三四二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字大寺屋北方二八四〇の二三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百二十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 登録番号 | 生産事業者の氏名 | 生産事業者の住所           | 生産事業の内容              | 事業所の名称      | 事業所の所在地     |
|------|----------|--------------------|----------------------|-------------|-------------|
| 百九十四 | 安藤 寿行    | 鳥取市立川町五丁目二三八番地の六   | 穂の採取並びに<br>幼苗及び幼苗の育成 | 安藤 寿行<br>苗畑 | 鳥取市滝山       |
| 百九十五 | 足立 衛     | 東伯郡赤碕町大字太一垣四〇八番地   |                      | 足立<br>苗畑    | 東伯郡赤碕町大字太一垣 |
| 百九十六 | 足立百合子    | 東伯郡三朝町大字穴鴨二四〇番地    |                      | 足立百合子<br>苗畑 | 東伯郡三朝町大字穴鴨  |
| 百九十七 | 安藤 大二    | 八頭郡家町大字麻生一九六番地     |                      | 安藤 大二<br>苗畑 | 八頭郡家町大字麻生   |
| 百九十八 | 藤田澄賀夫    | 八頭郡船岡町大字橋本一七番地     |                      | 藤田澄賀夫<br>苗畑 | 八頭郡船岡町大字橋本  |
| 百九十九 | 入江 精一    | 八頭郡家町大字山志谷八六番地     |                      | 入江 精一<br>苗畑 | 八頭郡家町大字山志   |
| 二百   | 綾木あさの    | 八頭郡智頭町大字八河谷一〇五番地の二 |                      | 綾木あさの<br>苗畑 | 八頭郡智頭町大字八河  |

## 鳥取県告示第二百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、千代地区第六工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第二百二十二号

岩美郡國府町大字町屋三九七番地二國府町果実農業協同組合から申請のあつた土地改良（広西地区畑地かんがい）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月十日認可したので、同法

第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二百二十三号

昭和五十一年十二月二十四日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（上春米地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第二百二十四号

昭和五十二年一月六日付けで江府町から申請のあつた土地改良（御机地

区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十五号

昭和五十二年一月十二日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(片柴

第二地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めた

ので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五

項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十六号

昭和五十二年一月十四日付けで北条町から申請のあつた土地改良(三ノ

崎地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたの

で、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良(助沢地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十八号

関金町から申請のあつた町営土地改良(湯原地区農道補装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和昭和五十二年二月十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十二年二月二十三日午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】